



発行  
東京都

目次

43の2

規程（下水）

○東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程……………一

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第十六号

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都下水道局長 小山 哲 司

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局処務規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の四の次に次の一条を加える。

（理事の職責）

第二条の五 理事は、局長を補佐する。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。



発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001